

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

令和元年6月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1	基幹統計調査の承認	1
	経済産業省生産動態統計調査	2
	学校教員統計調査	3
2	一般統計調査の承認	6
3	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	7
	(2) 変更	10

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあつては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
R1.6.11	経済産業省生産動態統計調査	経済産業省 大臣官房調査統計グループ 鉱工業動態統計室
R1.6.13	学校教員統計調査	文部科学省 総合教育政策局 調査企画課

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

【 調 査 名 】	経済産業省生産動態統計調査
承認年月日	令和元年6月11日
実施機関	経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室
目的	本調査は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	<p>連合国軍総司令部の要請を踏まえ、昭和23年1月に生産動態の把握及び経済統制下における物資の需給調整上の資料としての利用を目的に開始された。昭和26年の経済統制の解除により物資の需給調整という利用目的が大幅に後退したのを契機として、昭和28年に経済統計への移行に重点を置いた大幅な改正が行われた。</p> <p>その後、大きな改正としては、昭和48年のコンピュータ処理化に伴う統計の体系整備のための調査品目、調査項目の簡素化、昭和56年の高鉱工業エネルギー消費統計調査（現在の経済産業省特定業種石油等消費統計調査）の開始に伴うエネルギー関連項目の簡素化が挙げられる。</p> <p>さらに、平成12年1月の調査からは、新世代統計システムの導入による、インターネットを活用したオンライン調査が開始されている。また、平成14年には、経済構造と統計ニーズの変化を踏まえ、鉱工業生産の動態をより的確に把握するとともに、報告者負担の軽減を図るため、全調査票にわたる大幅な見直しが行われた。それ以降は、毎年、生産活動の変化に伴う部分的な調査品目の変更、調査項目の簡素化等が行われているが、平成23年については、平成14年と同様の大幅な見直しが実施された。</p> <p>今回、これまで109月報中46月報について民間事業者を活用した郵送・オンライン調査を実施していたところ、令和2年4月に実施する調査から、残る63月報についても都道府県を経由した調査員調査を廃止し、民間事業者を活用した郵送・オンライン調査を導入することとなった。</p>
調査票の構成	1 一品目ごとの月報（109種類の月報）
公表	インターネット（速報：調査月の翌月末、確報：調査月の翌々月中旬、年報：翌年6月）
備考	<p>1 今回の承認は、令和2年4月に実施する調査以降の調査についての変更承認</p> <p>2 主な承認内容は、調査系統・方法の一部変更等</p>
調査票 - 1	品目ごとの月報（109種類の月報）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	<p>1. 経済産業省生産動態統計調査規則（昭和28年通商産業省令第10号）別表第1に掲げる鉱産物及び工業品（以下この調査において「生産品目」という。）を生産（加工を含む。）する者であって、生産品目別に掲げる範囲に属する事業所</p> <p>2. 1. に掲げる事業所の生産品目の販売の管理を行っている事業所又は1. に掲げる事業所へ生産品目について生産の委託を行っている事業所であって、生産品目別に掲げる範囲に属する事業所</p>
客体数／母集団数	約14,000事業所
選定方法	全数
配布・取集	郵送・オンライン
記入	自計
把握時	毎月末日現在
調査組織	経済産業省－民間事業者－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査月の翌月15日
調査事項	<p>【各生産品目に共通する事項】 1. 生産、2. 受入、3. 消費、4. 出荷、5. 在庫</p> <p>【一部の生産品目に係る事項】 1. 原材料、2. 従事者、3. 生産能力及び設備</p>

【 調 査 名 】	学校教員統計調査
承認年月日	令和元年6月13日
実施機関	文部科学省総合教育政策局調査企画課
目的	本調査は、学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかにすることを目的とする。
沿革	昭和22年度から実施していた学校教員調査と昭和28年度から実施していた学校教員需給調査を昭和43年度に統合し、昭和46年度から学校教員統計調査と名前を改めて実施。
調査票の構成	1－学校調査票 2－教員個人調査票 3－教員個人調査・教員異動調査票（本務教員） 4－教員個人調査票（兼務教員） 5－教員異動調査票
公表	インターネット（文部科学省ホームページ及びe-Stat）及び印刷物：「学校教員統計中間報告（学校教員統計調査の結果中間報告）」（令和2年7月頃）、「学校教員統計（学校教員統計調査報告書）」（令和3年3月頃）
備考	1. 今回の承認は、令和元年以降の調査についての変更承認 2. 主な承認内容は、①調査票の提出期限、②集計事項の変更であり、「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」に該当する。
調査票－1	学校調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校
客体数／母集団数	約36,900校／44,800校
選定方法	無作為抽出
母集団情報	学校基本調査に基づき、文部科学省で独自に作成した調査対象者名簿
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把握時	令和元年10月1日現在
調査組織	文部科学省－報告者（①国立の学校（国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する学校を含む。）、②公立の大学（公立学校法人の設置する大学を含む。）、③高等専門学校（公立学校法人の設置する高等専門学校を含む。）、④私立の大学及び高等専門学校 文部科学省－都道府県教育委員会－報告者（都道府県立及び私立の学校②～④の学校を除く） 文部科学省－都道府県教育委員会－市町村教育委員会－報告者（市町村立の学校（②及び③の学校を除く。）
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	文部科学省に直接調査票を提出する者：令和元年11月20日（同日が土日祝日に該当する場合はその翌平日）、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する者：都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日、都道府県教育委員会は令和元年12月10日（同日が土日祝日に該当する場合はその翌平日）までに文部科学省に報告
調査事項	性別、年齢別、職名別の本務教員数
調査票－2	教員個人調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校
客体数／母集団数	約16,700校／56,500校
選定方法	無作為抽出
母集団情報	学校基本調査に基づき、文部科学省で独自に作成した調査対象者名簿

配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把握時	令和元年10月1日現在
調査組織	文部科学省一報告者（①国立の学校（国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する学校を含む。）、②公立の大学（公立学校法人の設置する大学を含む。）、③高等専門学校（公立学校法人の設置する高等専門学校を含む。）、④私立の大学及び高等専門学校 文部科学省一都道府県教育委員会一報告者（都道府県立及び私立の学校②～④の学校を除く） 文部科学省一都道府県教育委員会一市町村教育委員会一報告者（市町村立の学校（②及び③の学校を除く。）
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	文部科学省に直接調査票を提出する者：令和元年11月20日（同日が土日祝日に該当する場合はその翌平日）、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する者：都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日、都道府県教育委員会は令和元年12月10日（同日が土日祝日に該当する場合はその翌平日）までに文部科学省に報告
調査事項	1. 性別、年齢及び職名、2. 学歴、勤務年数、3. 教員免許状の種類、4. 担任の状況、5. 週担当授業時数、6. 給料月額
調査票－3	教員個人調査票・教員異動調査票（本務教員）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校
客体数／母集団数	約1,200校
選定方法	全数
母集団情報	学校基本調査に基づき、文部科学省で独自に作成した調査対象者名簿
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把握時	令和元年10月1日現在
調査組織	文部科学省一報告者（①国立の学校（国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する学校を含む。）、②公立の大学（公立学校法人の設置する大学を含む。）、③高等専門学校（公立学校法人の設置する高等専門学校を含む。）、④私立の大学及び高等専門学校 文部科学省一都道府県教育委員会一報告者（都道府県立及び私立の学校②～④の学校を除く） 文部科学省一都道府県教育委員会一市町村教育委員会一報告者（市町村立の学校（②及び③の学校を除く。）
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	文部科学省に直接調査票を提出する者：令和元年11月20日（同日が土日祝日に該当する場合はその翌平日）、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する者：都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日、都道府県教育委員会は令和元年12月10日（同日が土日祝日に該当する場合はその翌平日）までに文部科学省に報告
調査事項	1. 性別、年齢及び職名、2. 学歴、勤務年数、3. 教員免許状の種類、4. 担任の状況、5. 週担当授業時数、6. 給料月額
調査票－4	教員個人調査票（兼務教員）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校
客体数／母集団数	約1,200校
選定方法	全数
母集団情報	学校基本調査に基づき、文部科学省で独自に作成した調査対象者名簿
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン

把握時	令和元年10月1日現在
調査組織	文部科学省一報告者（①国立の学校（国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する学校を含む。）、②公立の大学（公立学校法人の設置する大学を含む。）、③高等専門学校（公立学校法人の設置する高等専門学校を含む。）、④私立の大学及び高等専門学校 文部科学省一都道府県教育委員会一報告者（都道府県立及び私立の学校②～④の学校を除く） 文部科学省一都道府県教育委員会一市町村教育委員会一報告者（市町村立の学校（②及び③の学校を除く。）
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	文部科学省に直接調査票を提出する者：令和元年11月20日（同日が土日祝日に該当する場合はその翌平日）、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する者：都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日、都道府県教育委員会は令和元年12月10日（同日が土日祝日に該当する場合はその翌平日）までに文部科学省に報告
調査事項	1. 性別, 年齢及び職名、2. 学歴, 勤務年数、3. 教員免許状の種類、4. 担任の状況、5. 週担当授業時数、6. 給料月額
調査票－5	教員異動調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校
客体数／母集団数	約52,100校
選定方法	全数調査であるが、該当があった場合のみ報告
母集団情報	学校基本調査に基づき、文部科学省で独自に作成した調査対象者名簿
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把握時	平成30年度間（平成30年4月1日～平成31年3月31日）
調査組織	文部科学省一報告者（①国立の学校（国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する学校を含む。）、②公立の大学（公立学校法人の設置する大学を含む。）、③高等専門学校（公立学校法人の設置する高等専門学校を含む。）、④私立の大学及び高等専門学校 文部科学省一都道府県教育委員会一報告者（都道府県立及び私立の学校②～④の学校を除く） 文部科学省一都道府県教育委員会一市町村教育委員会一報告者（市町村立の学校（②及び③の学校を除く。）
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	文部科学省に直接調査票を提出する者：令和元年11月20日（同日が土日祝日に該当する場合はその翌平日）、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する者：都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日、都道府県教育委員会は令和元年12月10日（同日が土日祝日に該当する場合はその翌平日）までに文部科学省に報告
調査事項	1. 採用・転入・離職の別、2. 性別, 年齢及び職名、3. 学歴（採用・転入者のみ）、4. 採用・転入前の職業等又は離職の理由

2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
民間非営利団体実態調査	令和元年6月7日	内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課	民間非営利団体の収入、経費及び投資額等を調査し、その経済活動を明らかにするとともに、国民経済計算推進のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	3,000事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年6月下旬～9月下旬	
雇用の構造に関する実態調査(就業形態の多様化に関する総合実態調査)	令和元年6月17日	厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室	正社員及び正社員以外の労働者のそれぞれの就業形態について、事業所側、労働者側の双方から意図的な面を含めて把握することで、多様な就業形態に関する諸問題に的確に対応した雇用政策の推進等に資することを目的とする。	全国	2	17,000事業所 56,000人	無作為抽出	郵送 オンライン	不定期	令和元年9月20日～ 10月15日 令和元年10月10日 ～11月30日	
幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査	令和元年6月18日	内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付	「新経済・財政再生計画改革工程表2018」において、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に掲げる額(以下「公定価格」という。)について、「教育・保育給付費の基礎となる公定価格について、経営実態調査のあり方を検証しつつ、経営実態や収益性、公費負担の範囲などの観点から公定価格全体の適正化について早急に検討を加え、予算にその内容を反映する。」こととされていることや、過去の子ども・子育て会議において、公定価格の改定の時期や方法について検討する必要があるとされた経緯を踏まえ、同法附則第2条第4項に定める同法施行後5年の見直しの議論も加味し、当該検討のための基礎資料とするため、子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所及び認定こども園等における経営実態や職員給与の状況等を把握することを目的とする。	全国	9	14,840施設 2,840事業所	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	令和元年6月下旬～ 7月下旬	
訪問看護療養費実態調査	令和元年6月25日	厚生労働省保険局医療課	訪問看護療養費の請求実態について把握・分析等を行うことにより、訪問看護療養費の支給額等を適正に評価し、次回診療報酬改定時における訪問看護療養費の改定を行うための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	94団体	全数	郵送	2年	令和元年7月末日	
模倣被害実態調査	令和元年6月26日	特許庁総務部国際協力課	経済のグローバル化や産業の発展に伴い、我が国法人が直面する模倣被害の実態を把握・分析し、模倣被害の動向、具体的な課題の抽出、支援策のあり方等の検討に資することを目的とする。	全国	1	4,700法人	全数 無作為抽出	郵送 オンライン	1年	毎年9月～10月	

注1)本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2)「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3)様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

3 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	山形県産業廃棄物等に関する調査	令和元年6月3日	山形県環境エネルギー部循環型社会推進課	山形県が作成する「山形県循環型社会形成推進計画」の策定及び中間見直しに必要な基礎資料を得ることを目的とする。	山形県全域	4	2,900事業所	全数 無作為抽出	郵送	5年	令和元年7月1日～9月30日
	千葉市企業動向調査	令和元年6月3日	千葉市経済農政局経済部経済企画課	千葉市内の企業や事業所における業績の推移や将来の設備投資・研究開発・人的投資の計画等を定期的に調査し、千葉市の産業動向を的確に把握するとともに、千葉市内の企業や事業所の経営課題等を把握することを目的とする。	千葉市全域	1	2,000企業及び事業所	無作為抽出	郵送 オンライン FAX	半年	毎年1月及び7月
	東京都 多様な働き方に関する実態調査(テレワーク)	令和元年6月4日	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課	労働力人口の減少への対策や、育児・介護と仕事の選択を迫られる状況の緩和等のため、テレワークの導入が求められる一方で、テレワーク実施割合は一部大企業を除き、低調にとどまっている。そのような状況の中、2020年東京大会期間中の都内交通の混雑緩和や、ソフトラグシーとして多様なワークスタイルを定着させるため、2020年東京大会までに企業のテレワーク導入率35%という目標を掲げ、テレワークの推進に取り組んでいる。そのため、普及状況の把握や、今後の的確な施策展開の一助とすることを目的とする。	東京都全域 (島しょを除く)	2	15,000企業 20,000人	無作為抽出 有意抽出	郵送	不定期 (原則として1年)	令和元年6月20日～7月20日
	歯と口の健康に関する市民アンケート調査	令和元年6月7日	静岡市保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課	2020年度に新たに策定する予定の「静岡市歯と口腔の健康づくりの推進に関する計画」の基礎資料として、市民の歯と口の健康づくりに関する意識や取組状況を把握することを目的とする。	静岡市全域	2	500事業所 5,000人	無作為抽出 有意抽出	郵送	不定期 (原則として5年)	令和元年7月8日～8月9日
	新潟県歯科医療機能連携実態調査	令和元年6月10日	新潟県福祉保健部健康対策課	歯科医療機関の病診連携等の実態を把握するとともに、地域における歯科医療機能及び連携体制の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	新潟県全域	3	1,170診療所 130病院	全数	郵送	不定期 (原則として4年)	令和元年7月上旬～8月中旬
	次期産業プラン策定課題研究調査	令和元年6月12日	栃木県産業労働観光部産業政策課	企業等の事業活動や今後の取組等を把握することにより、栃木県における産業振興施策の基本的な方向性や今後のあり方等を分析・検討し、次期産業プランの策定のための基礎資料とすることを目的とする。	栃木県全域 埼玉県全域 東京都全域	5	60事業所	有意抽出	職員 調査員	1回限り	令和元年7月1日～10月10日
	工業基本調査	令和元年6月12日	栃木県産業労働観光部産業政策課	企業を取り巻く経営環境が著しく変化している中で、県栃木県内の製造業の実態を把握し、産業振興施策実施のための基礎資料とすることを目的とする。	栃木県全域	1	3,500事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年6月25日～7月31日
	商業・サービス業実態調査	令和元年6月12日	栃木県産業労働観光部産業政策課	消費者ニーズの多様化・個性化、急激な経済環境の変化や産業のサービス化の進展に対応するため、本県の商業(卸売・小売)・サービス業事業者が抱える経営上の課題や行政ニーズを把握し、行政機関や関係機関等における、商業・サービス業事業者の経営改善等、商業・サービス業振興のための基礎資料とすることを目的とする。	栃木県全域	1	5,000事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年6月25日～7月19日
	創業者実態調査	令和元年6月12日	栃木県産業労働観光部産業政策課	創業準備者や初期創業者の抱える課題やニーズを把握し、行政機関や支援機関等における創業支援施策実施のための基礎資料とすることを目的とする。	栃木県全域	1	2,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年6月25日～7月19日
	創業塾受講者実態調査	令和元年6月12日	栃木県産業労働観光部産業政策課	創業希望者の課題やニーズを把握し、行政機関や支援機関等における創業支援施策実施のための基礎資料とすることを目的とする。	栃木県全域	1	500人	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年6月25日～7月19日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	観光意向調査	令和元年6月12日	栃木県産業労働観光部産業政策課	栃木県内在住者、県外在住者のそれぞれの栃木県の観光に対する意向を把握し、今後の観光振興計画を検討するための基礎資料とすることを目的とする。	栃木県全域 福島県全域 茨城県全域 群馬県全域 埼玉県全域 千葉県全域 東京都全域 神奈川県全域 札幌市全域 仙台市全域 名古屋市全域 大阪市全域 福岡市全域	2	3,400人	有意抽出	オンライン	1回限り	令和元年7月1日～8月末日
	外国人留学生等実態調査	令和元年6月12日	栃木県産業労働観光部産業政策課	外国人留学生のニーズや活動状況を把握し、各種支援策の充実を図るとともに政策形成の基礎資料とすることを目的とする。	栃木県全域	1	3,300人	全数	郵送	1回限り	令和元年7月1日～8月末日
	本社機能移転状況に関する調査	令和元年6月12日	栃木県産業労働観光部産業政策課	本社機能の移転に関する実態を把握し、企業誘致施策検討の基礎資料とすることを目的とする。	栃木県全域 群馬県全域 茨城県全域	1	30社	有意抽出	調査員	1回限り	令和元年7月1日～8月末日
	採用実態等調査	令和元年6月12日	栃木県産業労働観光部産業政策課	栃木県内の6割を超える企業が人材不足であるとの民間調査機関の調査結果があるなど、企業の人材不足が深刻化する中、県内企業の人材の採用実態等を把握し、今後の企業の人材確保支援施策の展開に資することを目的とする。	栃木県全域	1	9,000事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年6月25日～7月19日
	栃木県産業廃棄物実態調査	令和元年6月14日	栃木県環境森林部廃棄物対策課	栃木県内の事業所から排出される産業廃棄物の発生及び処理の状況のほか、産業廃棄物処理業者による処理の実態を総合的に調査し、その現状把握・将来予測を行うことにより、次期栃木県廃棄物処理計画を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。	栃木県全域	2	6,200事業所	全数 無作為抽出	郵送	5年	令和元年7月16日～11月29日
	宮ヶ瀬湖周辺地域観光客消費動向等調査	令和元年6月14日	神奈川県政策局政策部土地水資源対策課	宮ヶ瀬湖周辺地域内の各地域における観光客の動向や消費動向などを把握し、実効性のある新たな観光振興施策の展開や施策効果を検証するための基礎資料を得ることを目的とする。	相模原市緑区 (根小屋、長竹、青山、鳥屋) 厚木市(飯山、七沢) 愛川町全域 清川村全域	1	150人	有意抽出	調査員	年4回	10月末 11月末 1月末 3月中旬
	観光入込客数及び観光消費額等に係る調査	令和元年6月14日	京都府商工労働観光部産業労働総務課	京都府内の観光地を訪れる観光入込客数及び観光消費額の動向を把握し、観光施策の推進を図るための基礎資料とすることを目的とする。	京都府全域	6	26市町村	全数	オンライン	1年	毎年1月上旬～3月中旬
	重症心身障害児者実態調査	令和元年6月18日	神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課	重症心身障害児者医療福祉コーディネート事業や、要援護者支援等の基礎資料を得ることを目的とする。	神戸市全域	1	1,200人	全数	郵送	1回限り	令和元年7月中旬～8月下旬
	ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査	令和元年6月19日	山形県子育て推進部若者活躍・男女共同参画課	山形県のワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民の意識や考え方、企業の実態やニーズなどを幅広く把握し、令和2年度に改訂する「山形県男女共同参画計画」及び「山形県DV被害者支援基本計画」、並びに今後の県施策の企画・立案等における基礎資料を得ることを目的とする。	山形県全域	2	2,000人 200社	無作為抽出 有意抽出	郵送	5年	令和元年7月25日～8月31日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・取集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	森林組合及び林業事業者の原木生産量調査	令和元年6月19日	高知県林業振興・環境部木材増産推進課	森林組合及び林業事業者の原木生産計画及び生産量を把握し、高知県が掲げる原木生産計画の進捗状況の把握と目標達成のための施策の立案等に活用するための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	4	23組合 72事業者	全数 有意抽出	職員 郵送 オンライン 電話 FAX	毎月 四半期 1年	翌月15日 6、9、12、3月の翌月15日 毎年4月1日～10日 毎年1月1日～15日
	東京都就労困難者の雇用状況調査	令和元年6月20日	東京都産業労働局雇用就業部就業推進課	東京都では、多様な人材が輝く「ダイバシティ」の実現に向けて、希望する全ての都民が就労し、社会の担い手として活躍できるように、「ソーシャル・インクルージョン」の理念に基づき、全ての都民の就労を応援する条例の制定を目指しているところである。条例の制定を見据えては、就労困難者の雇用状況等について、企業の現状を把握する必要がある。このため、都内の企業に調査を行い、条例制定のための参考資料にするとともに、就労困難者に対する効果的な就労支援施策の検討を行うことを目的とする。	東京都全域 (島しょを除く)	1	5,000社	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年7月～10月末日
	認知症予防アンケート調査	令和元年6月21日	静岡市保健福祉長寿局地域包括ケア推進本部	静岡市の認知症予防事業の実施における資料として活用するため、対象となる高齢者等の認知症に関する状況・意向等を把握することを目的とする。	静岡市全域	1	5,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年9月24日
	林業労働力実態調査	令和元年6月24日	京都府農林水産部林業振興課	京都府内の林業労働事情の実態を把握し、今後の林業労働力対策の検討に資することを目的とする。	京都府全域	1	100事業者	全数	郵送	1年	毎年5月下旬～7月下旬
	災害対策に関するアンケート	令和元年6月24日	高知県健康政策部医事薬務課	近い将来に起こることが予想される南海トラフ地震への備えとして、医療機関の災害対策の状況を把握し、対策の強化の推進と今後の支援策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	1	190団体	全数	郵送 オンライン	1年	令和元年7月下旬～8月中旬
	第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査	令和元年6月25日	大阪府福祉部子ども室子育て支援課	地域におけるひとり親家庭及び寡婦の現状における問題点を把握し、第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。	大阪府全域	1	10,000世帯	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年6月末～9月
	身体拘束に関する意識等アンケート調査	令和元年6月27日	静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課	静岡県内の施設等の利用者家族等の意識の実態を把握し、今後の身体拘束廃止のための施策推進や実地指導に資するための基礎資料を得ることを目的とする。	静岡県全域	1	2,186人	有意抽出	郵送	3年	令和元年8月2日～8月28日
	身体拘束廃止についての取組状況等アンケート調査	令和元年6月27日	静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課	静岡県内の施設等での身体拘束の取組状況等の実態を把握し、今後の身体拘束廃止のための施策推進や実地指導に資するための基礎資料を得ることを目的とする。	静岡県全域	1	1,251施設	全数	郵送	3年	令和元年8月2日～8月28日
	企業経営と女性の活躍に関するアンケート	令和元年6月27日	愛知県県民文化局男女共同参画推進課	愛知県内の企業等における女性活躍の状況を把握し分析することで、愛知県における女性の活躍を促進するための施策に資することを目的とする。	愛知県全域	1	7,000社	有意抽出	郵送	1回限り	令和元年7月1日～7月31日
	「これからのみえづくり」に向けた大学生等意識調査	令和元年6月27日	三重県戦略企画部企画課	次代を担う若者の意識を把握し、今後の三重づくりの指針となる計画の見直しにつなげることを目的とする。	三重県全域	1	5,000人	全数	授業等	不定期	令和元年6月1日～7月12日
	「これからのみえづくり」に向けた高校生等意識調査	令和元年6月27日	三重県戦略企画部企画課	次代を担う若者の意識を把握し、今後の三重づくりの指針となる計画の見直しにつなげることを目的とする。	三重県全域	1	5,000人	有意抽出	授業等	不定期	令和元年6月1日～7月5日
	川崎市外国人市民意識実態調査	令和元年6月27日	川崎市市民文化局人権・男女共同参画室	川崎市内に在住する外国人市民の意識や生活状況、潜在的なニーズを把握することを目的とする。	川崎市全域	1	5,000人	無作為抽出	郵送	不定期 (原則として5年)	令和元年6月26日～7月30日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(2) 変更	多様化する就業形態の労働環境実態調査	令和元年6月3日	長野県産業労働部労働雇用課	長野県の働きやすい労働環境の整備のため、長野県内の事業所における非正規労働者等の処遇及び就業の実態と、就業形態の多様化を把握し、労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。	長野県全域	2	4,000事業所 2,000人	無作為抽出 有意抽出	郵送	3年	令和元年6月上旬～6月下旬 令和元年7月中旬～8月中旬
	ワーク・ライフ・バランス取組状況調査	令和元年6月6日	千葉県商工労働部雇用労働課	企業の「仕事と生活の両立」に関する意識や実態把握のため、「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」を実施し、結果を県の施策の効果検証や今後の施策展開の参考とすることを目的とする。	千葉県全域	1	3,600事業所	無作為抽出	郵送	2年	令和元年7月10日～8月31日
	新潟市景況調査	令和元年6月6日	新潟市経済部産業政策課	新潟市内の民営事業所について景気動向を把握し、地域産業の振興施策を検討するうえでの基礎資料とすることを目的とする。	新潟市全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	半年	上期：毎年7月上旬～7月下旬 下期：毎年1月上旬～1月下旬
	労働条件等実態調査	令和元年6月7日	和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課	和歌山県内の事業所に雇用される労働者の労働条件、各種制度等の実態を明らかにし、それらの改善と、労使関係の安定に資するための基礎資料を作成することを目的とする。	和歌山県全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	2年	令和元年7月26日～8月31日
	平成28年熊本地震被災者アンケート調査	令和元年6月10日	熊本市政策局復興総室	平成28年熊本地震における被災者の生活再建及び住宅再建の進捗状況や課題等を把握し、今後の対応策を検討することを目的とする。	熊本市全域	1	2,000世帯	無作為抽出	郵送	半年	上期：毎年7月上旬 下期：毎年1月末
	地域国際化実態調査	令和元年6月12日	栃木県産業労働観光部産業政策課産業戦略推進室	外国人住民の住居、医療、就労、教育等、生活の基本に関わる実態と意識、行政への要望や意向などの把握、及び一般県民を対象に多文化共生や国際化に関する意識及び現状を把握することを目的とする。	栃木県全域	2	1,800人	無作為抽出	郵送	5年	令和元年9月1日～9月末日
	東京の中小企業の現状に関するアンケート調査(サービス産業編)	令和元年6月13日	東京都産業労働局商工部調整課	サービス産業を対象とした「東京の中小企業の現状」を作成するため、東京都内に立地する中小企業の経営実態を実証的に把握し、経営活動と経営環境に対する認識状況等の分析を通じて、都内で経営を維持発展させていくための経営課題等を抽出するとともに、産業振興のための課題を検討することを目的とする。	東京都全域 (島しょを除く)	1	10,000事業所	無作為抽出	郵送	3年	令和元年7月下旬～8月上旬
	滋賀県景況調査	令和元年6月13日	滋賀県商工観光労働部商工政策課	滋賀県内の企業の景況感を把握し、施策の基礎資料とすることを目的とする。	滋賀県全域	1	750社	無作為抽出 有意抽出	郵送 オンライン FAX	四半期	5月下旬～6月中旬 8月下旬～9月中旬 11月中旬～12月上旬 1月下旬～2月中旬
	富山県鉱工業指数作成調査	令和元年6月14日	富山県経営管理部統計調査課	富山県の鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。	富山県全域	1	100事業所	有意抽出	郵送 オンライン 電話 FAX	毎月	翌月25日
	京都府民の意識調査	令和元年6月17日	京都府政策企画部計画推進課	既存の統計資料では測定できない府民の生活実感に係る実態を調査し、その結果を分析することにより、府政運営の方向性が府民意識とかけ離れていないかどうかなどを点検するための基礎資料を得ることを目的とする。	京都府全域	1	4,900人	無作為抽出	郵送	1年	毎年6月中旬～7月上旬
高齢者基礎調査	令和元年6月18日	新潟県福祉保健部高齢福祉保健課	新潟県高齢者保健福祉計画の基礎資料とするため、高齢者の生活実態、考え方、要望等を調査することを目的とする。	新潟県全域	1	3,500人	無作為抽出	郵送	3年	令和元年8月上旬～9月上旬	

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	長野県産業廃棄物実態調査	令和元年6月18日	長野県環境部資源循環推進課	産業廃棄物の発生・排出・再生利用・処理等の実態を把握するとともに、将来予測を行うことにより、産業廃棄物の発生抑制、減量化、資源化等の政策の策定に寄与することを目的とする。	長野県全域	6	15,700事業所	全数 無作為抽出	郵送 オンライン	5年	令和元年6月下旬～8月下旬
	岩手県生産動態統計調査	令和元年6月19日	岩手県政策地域部調査統計課	岩手県内における鉱工業生産動向を早期かつ総合的に把握し、産業経済振興の基礎資料とするため「岩手県鉱工業生産指数」を毎月作成・公表しているが、経済産業省生産動態統計調査において岩手県を対象となっていない品目があることから、その実態について把握することを目的とする。	岩手県全域	35	50事業所 4団体 4行政機関	全数 有意抽出	調査員 郵送 電話 メール	毎月	翌月10日
	消費購買動向調査	令和元年6月19日	福島県商工労働部商業まちづくり課	商圏構造や消費購買動向等の実態を把握し、今後の商業施策の参考とすることを目的とする。	福島県全域	1	21,000世帯	有意抽出	教育委員会、公立中学校長に配布・収集を依頼	3年	令和元年7月5日～7月19日
	高知県工業統計補完調査	令和元年6月19日	高知県総務部統計分析課	高知県内における従業者数3人以下の製造業を営む事業所の活動状況を把握し、産業振興施策等の基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	1	850事業所	全数	調査員 郵送	1年 (経済センサス-活動調査実施年を除く)	毎年8月～11月(経済センサス-活動調査実施年を除く)
	山梨県ひとり親家庭実態調査	令和元年6月21日	山梨県子育て支援局子ども福祉課	山梨県内のひとり親家庭の実態を的確に把握し、今後の福祉行政諸施策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。	山梨県全域	1	3,000世帯	無作為抽出	職員	5年	令和元年8月1日～8月31日
	大阪市人口移動要因調査	令和元年6月21日	大阪市都市計画局企画振興部	各種施策の立案のための基礎資料を作成するには、大阪市全体及びそれぞれの地域特性を有する各区の現状・動向を把握することが不可欠である。転入・転出等の社会動態は、本紙における人口変動の大きな要因となっており、アンケート調査の実施により、その具体的な要因を把握することを目的とする。	大阪市全域 全国	3	11,918件	無作為抽出	郵送 オンライン	5年	令和元年8月上旬～9月下旬
	新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査	令和元年6月25日 令和元年6月29日	新潟県産業労働部 労政雇用課 新潟市経済部雇用政策課	新潟県内の民間事業所に雇用されている労働者の賃金、労働時間、休日等労働条件の事態を明らかにし、労務管理の改善、労使関係の安定化のための基礎資料とすることを目的とする。	新潟県全域	1	4,000事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年7月31日～9月30日
	宮城県内企業のBCP策定への取組に関する実態調査	令和元年6月27日	宮城県経済商工観光部中小企業支援室	宮城県内の事業所における、「みやぎ企業BCP策定ガイドライン」の普及程度と、BCP(緊急時企業存続計画)策定状況等の実態を把握し、今後の支援のあり方について検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	宮城県全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	3年	令和元年8月1日～8月30日
	広島県ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査	令和元年6月27日	広島県健康福祉局こども家庭課	広島県内の母子世帯、父子世帯、寡婦世帯の生活状況や就労状況等を把握し、支援施策の需要について検討し、自立支援計画策定の基礎資料を得ることを目的とする。	広島県全域	2	2,215世帯	無作為抽出	郵送	5年	令和元年6月15日～7月1日 令和元年7月16日～7月29日

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。